

平成29年 第5回

# 戸田市教育委員会定例会

平成29年5月16日（火）午前9時30分

戸田市役所3階教育委員室

戸田市教育委員会

# 第5回教育委員会（定例会）次第

## 1 開会

## 2 前回の会議録の承認

## 3 教育委員提案について 別添 資料No.1のとおり

## 4 報告事項 別添 資料No.2のとおり

## 5 議事

ページ

### (1) 議案

議案第16号 戸田市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則（案）について…… 1

議案第17号 戸田市立小・中学校評議員の委嘱について……………当日配付

議案第18号 平成29年度一般会計教育委員会関係6月補正予算（案）について…………… 3

議案第19号 平成29年度海外留学奨学事業特別会計6月補正予算（案）について…………… 5

## 6 その他

### (1) 次回の教育委員会の日程（案）

平成29年6月29日（木）午前9時30分～

### (2) その他

## 7 閉 会

## 議案第16号

戸田市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則（案）

戸田市教育委員会事務局組織規則（昭和48年教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第3条教育総務課の項中第5号を次のように改める。

(5) 入学準備金貸付事業及び奨学事業に関すること。

第3条教育総務課の項中第6号を削り、第7号を第6号とし、同項第8号中「こと。」を「こと」に、「除く。）」を「除く。）」に改め、同号を同項第7号とし、同項中第9号を第8号とし、第10号から第12号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

戸田市教育委員会事務局組織規則新旧対照表

改正前	改正後(案)
<p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第3条 前条第1項に規定する課の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>教育総務課</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 入学準備金貸付及び奨学資金貸付に関すること。</u></p> <p><u>(6) 海外留学奨学事業に関すること。</u></p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p><u>(8) 学校施設の計画及び維持管理に関すること。(他の所管に属するものを除く。)</u></p> <p><u>(9)～(12) (略)</u></p> <p>学務課～生涯学習課 (略)</p> <p>第4条～第6条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p>	<p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第3条 前条第1項に規定する課の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>教育総務課</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 入学準備金貸付事業及び奨学事業に関すること。</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p><u>(7) 学校施設の計画及び維持管理に関すること(他の所管に属するものを除く。)</u>。</p> <p><u>(8)～(11) (略)</u></p> <p>学務課～生涯学習課 (略)</p> <p>第4条～第6条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p>

平成29年度 一般会計 教育委員会関係 6月補正予算(案)

(歳入)

(単位:千円)

款・項・目・節	補正前の額 (節)	補正額 (節)	計 (節)	説 明	細 節 : ○ 細々節 : ・
14国庫支出金 02国庫補助金 05教育費国庫補助金 <b>01教育総務費補助金</b> (学務課)	1,302	350	1,652	○04コミュニティ・スクール推進事業 【補正理由】 補助金の交付内示に伴う増額補正	350
15県支出金 02県補助金 05教育費県補助金 <b>01教育総務費補助金</b> (学務課)	239	350	589	○04コミュニティ・スクール推進事業 【補正理由】 補助金の交付内示に伴う増額補正	350
18繰入金 01基金繰入金 04教育基金繰入金 <b>01教育基金繰入金</b> (教育総務課)	199	2,160	2,359	○01教育基金繰入金 【補正理由】 未来へはばたく人材育成資金条例の提案に伴う予算措置 交付金支出に伴う増額補正	2,160

(歳出)

(単位:千円)

款・項・目・大事業・中事業	補正前の額 (中事業)	補正額 (中事業)	計 (中事業)	説 明	節 : 節 細 節 : ○ 細々節 : ・
10教育費 01教育総務費 02事務局費 03学校教育事務費 <b>03コミュニティ・スクール推進事業</b> (学務課)	0	1,052	1,052	節08報償費 ○02謝礼 節09旅費 ○02普通旅費 節11需用費 ○01消耗品費 ・01事務用消耗品 ○03食糧費 ・01会議賄い 【補正理由】 補助金の交付内示に伴う補正	540 540 13 13 499 455 455 44 44

(単位：千円)

款・項・目・大事業・中事業	補正前の額 (中事業)	補正額 (中事業)	計 (中事業)	説 明	節 : 節	
					細節 : ○	細々節 : ・
10教育費 04社会教育費 02公民館費 02美笹公民館事業 <b>01美笹公民館事業</b> (生涯学習課)	2,719	△ 1,367	1,352	節01報酬 ○03非常勤職員報酬 【補正理由】再任用職員配置に伴う報酬等の減額	0	0
10教育費 04社会教育費 02公民館費 03下戸田公民館事業 <b>01下戸田公民館事業</b> (生涯学習課)	4,120	△ 1,367	2,753	節01報酬 ○03非常勤職員報酬 【補正理由】再任用職員配置に伴う報酬等の減額	0	0
10教育費 07教育諸費 03人材育成奨学資金給付金 01人材育成奨学資金給付事業 <b>01人材育成奨学資金給付事業</b> (教育総務課)	599	2,160	2,759	節19負担金、補助及び交付金 ○03交付金 ・01国公立高等学校奨学給付金	2,160	2,160

## (債務負担行為)

事 項	期 間	限 度 額
未来へはばたく人財育成資金給付制度 による奨学生に対する給付事業 (教育総務課)	給付決定した月の年度から修学期間を 終了する年度まで	奨学給付金として給付決定した額

平成29年度 海外留学奨学事業特別会計 6月補正予算(案)

(歳入)

(単位:千円)

款・項・目・節	補正前の額 (節)	補正額 (節)	計 (節)	説 明	細 節 : ○ 細々節 : ・
02繰入金 01海外留学奨学基金繰入金 01海外留学奨学基金繰入金 <b>01海外留学奨学基金繰入金</b> (教育総務課)	8,450	2,100	10,550	○01海外留学奨学基金繰入金  【補正理由】前年度給与決定者について、今年度予算で奨学資金を給与することとなったことによる増額補正	2,100

(歳出)

(単位:千円)

款・項・目・大事業・中事業	補正前の額 (中事業)	補正額 (中事業)	計 (中事業)	説 明	節 : 節 細 節 : ○ 細々節 : ・
01事業費 01事業費 01事業費 01海外留学奨学資金事業 <b>01海外留学奨学資金事業</b> (教育総務課)	8,658	2,100	10,758	節19負担金、補助及び交付金 ○03交付金 ・01海外留学奨学資金  【補正理由】前年度給与決定者について、今年度予算で奨学資金を給与することとなったことによる増額補正	2,100 2,100 2,100

# 教育委員提案について

平成29年第5回教育委員会(定例会)

平成29年5月16日(火)

戸田市役所3階 教育委員室

# 1 教育委員提案について

ページ

- ① いじめの実態把握（アンケート調査）について…………… 1  
（教育政策室）
- ② 今後の学校の建て替え、増築等の計画について…………… 6  
（教育総務課）



# 心のアンケート

【小学校4～6年生】

年 組 名 前 ( )

これは、みんなが安心して、楽しい学校生活を送るためのアンケートです。

ほかの友達に見せたり話したりしないので、自分の気持ちに正直に答えてください。

※「ある」か「ない」かに○をつけましょう。

「ある」に○をしたときは、どんなことか詳しく教えてください。

① 友達との関係で悩みがある。

・ある↓ (○をつける・いくつでもよい)

・ない

- 1 いやなことや悪口を言われる。(メールやラインもふくめる)
- 2 なかまはずれや無視をされる。
- 3 たたかれたりけられたりする。
- 4 物やお金を取られたり、かくされたりする。
- 5 いやなことをされたり、いやなことをさせられたりする。
- 6 その他 ( )

② 自分以外の友達がいじめられているのを見たことがある。

・ある↓ (書きづらかったら、あとで教えてください。)

・ない

・だれが? どんなことをされていた?

③ 勉強のことで悩みがある。

・ある↓ (○をつける・いくつでもよい)

・ない

- 1 勉強のやり方がよくわからない。
- 2 勉強のやる気がおこらない。
- 3 勉強のことで友達にいやなことを言われる。
- 4 勉強のことで家族にいやなことを言われる。
- 5 成績(せいせき)のことで不安になる。
- 6 その他 ( )

④ 自分の体や健康のことで悩みがある。

・ある↓ (書きづらかったら、あとで教えてください。)

・ない

・どんなこと?

⑤ そのほか、「こまったこと」「不安なこと」など、先生に相談したいことがある。

・ある↓ (書きづらかったら、あとで教えてください。)

・ない

・どんなこと?

※答え終わったら、この紙を2つおりにしましょう。

# 心のアンケート

【中学校】

年 組 名 前 ( )

みなさんが、生活の中でいろいろと考えたり、悩んだりすることは、大人への成長の中で必ずあるものです。このアンケートは、みなさんの心の様子や変化を知り、よりよい学校生活ができるようにするものです。決して、人に見せたり話したりしませんので、今の自分に正直な気持ちで答えてください。「ある」か「ない」かに○をつけ、「ある」場合は、さらに詳しく答えてください。

## 【自分のこと】

質 問	回 答 ※どちらかに○	「ある」と答えた人の回答 ※当てはまるものに○をつけます。(複数回答可)
1 <u>友達関係</u> について 悩みがありますか。	ある ・ ない	1 悪口を言われる。 2 仲間外れや無視をされる。 3 たたかれたり、けられたりする。 4 物を取られたり隠されたりする。 5 いやなことをされたりさせられたりする。 6 メールやラインで悪口を言われる。 7 その他 ( )
2 <u>学校生活</u> について 悩みがありますか。	ある ・ ない	1 クラスの友達になじめない。 2 クラスの雰囲気になじめない。 3 先生との関係がうまくいかない。 4 部活動で嫌なことがある。 5 進路のことで不安なことがある。 6 その他 ( )
3 <u>勉強</u> について 悩みがありますか。	ある ・ ない	1 勉強がわからない。 2 勉強のやり方がわからない。 3 やる気が起きない。 4 その他 ( )
4 <u>性格・健康・身体</u> について 悩みがありますか。	ある ・ ない	1 自分の性格や癖(くせ)に悩んでいる。 2 自分の健康で気になることがある。 3 自分の顔や体で悩みや心配なことがある。 4 運動能力について悩みや心配なことがある。 5 その他 ( )
5 <u>家族</u> について 悩みがありますか。	ある ・ ない	1 親とうまくいなくて悩んでいる。 2 たたかれたり蹴られたりして悩んでいる。 3 家庭のこと不安なことや心配なことがある。 4 親の期待が大きすぎて悩んでいる。 5 家に帰りたくない時がある。 6 その他 ( )
6 <u>不安や悩みを だれに相談したい</u> ですか。	1 親 (ア:両親 イ:母親 ウ:父親) 2 兄弟や姉妹 3 友達 4先生 ( ) 先生) 5 保健室の先生 6 相談室の先生 7 その他 ( )	

## 【友達のこと】

1 友達がいじめられているのを見たことがありますか。	ある ・ ない	1 悪口を言われている。 2 仲間外れや無視をされている。 3 たたかれたり、けられたりしている。 4 物を取られたり隠されたりしている。 5 いやなことをされたりさせられたりしている。 6 メールやラインで悪口を言われている。 7 その他 ( )
----------------------------	---------	--

※答え終わったら、この紙を2つおりにしましょう。

いじめ等に関する記録

No.

**取扱注意**

戸田市立 学校

(平成 年 月 日現在)

No	発生年月日	認知	速報	被害児童生徒	加害児童生徒	担任名	いじめの概要	指導中	1か	1か月	解消	その他
									月未			
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												

いじめ等に関する記録

①【基本情報】

発生年月日	曜日	発生場所		
被害児童生徒		加害児童生徒	認知	
担任・担当	氏名		報告	
いじめの概要				

②【対応の状況】

1)現在の状況(1つ回答)

2)発見のきっかけ(1つ回答)

3)いじめられた児童生徒の相談の状況(複数回答可)

--	--	--	--

4)いじめの態様(複数回答可)

--	--	--	--

5)いじめられた児童生徒への特別な対応(複数回答可)

--	--	--	--

6)いじめる児童生徒への特別な対応(複数回答可)

区分		区分	
スクールカウンセラー等の相談員がカウンセリングを行った。		保護者への報告	
校長、教頭が指導した。		いじめられた児童生徒やその保護者に対する謝罪の指導	
別室指導した。		関係機関等との連携	ア 警察等の刑事司法機関等との連携
学級替えをした。			イ 児童相談所等の福祉機関等との連携
退学・転学	懲戒処分としての退学		ウ 病院等の医療機関等との連携
	その他		エ その他の専門的な関係機関との連携
出席停止			オ 地域の人材や団体等との連携
訓告			

③【事案の内容等】

事案の内容	対応の状況

今後の学校の建て替え、増築等の計画について

H29.5.1現在

実施年度	種別	学校名	内容	児童生徒数		クラス数		予算計上年度	利用開始時期	備考
				現在	最大時	利用可能 クラス数 (現クラス数)	将来の最大 クラス数			
平成29年度	建て替え	戸田東小中学校	実施設計業務 (平成28年度 基本設計)	856(小) 375(中)	H34年度(小) 約1,300人 H39年度(中) 約750人	26(25)小 22(11)中	H34年度(小) 35 H39年度(中) 21	工事費 平成30年度	平成33年4月	グラウンド整備 平成33年度 平成30年度より 小学校教室不足
平成29年度	プレハブ	美女木小学校	プレハブ設置	589	平成34年度 約830人	20 (21)	平成30年度 26	平成29年度 リース開始	平成29年10月	平成30年度より 教室不足 5年リース後無償譲渡
平成29年度	プレハブ	戸田第一小学校	プレハブ設置	960	平34年度 約1,050人	33 (31)	平成31年度 34	平成30年度 リース開始	平成30年4月	平成31年度より 教室不足 5年リース後解体
平成29年度 平成30年度	増築	新曽中学校	設計業務	822	平成40年度 約1,300人	25 (22)	平成40年度 33	平成30年度(9月補正) 債務負担行為 平成31年度 工事費	平成32年4月	平成32年度から 教室不足が想定
平成30年度 ～ 平成33年度	建て替え	戸田東小中学校	校舎建て替え工事等	856(小) 375(中)	H34年度(小) 約1,300人 H39年度(中) 約750人	26(25)小 22(11)中	H34年度(小) 35 H39年度(中) 21	工事費 平成30年度	平成33年4月	グラウンド整備 平成33年度 平成30年度より 小学校教室不足
平成31年度	増築	新曽中学校	校舎増築工事	822	平成40年度 約1,300人	25 (22)	平成40年度 33	平成30年度(9月補正) 債務負担行為 平成31年度 工事費	平成32年4月	平成32年度から 教室不足が想定
平成31年度	プレハブ	新曽北小学校	プレハブ設置(予定)	731	平成34年度 約860人	27 (25)	平成34年度 29	平成32年度 リース開始(予定)	平成32年4月	平成32年度より 教室不足 5年リース後無償譲渡
平成31年度 平成32年度	建て替え	戸田第一小学校	基本設計 実施設計	960	平成34年度 約1,050人	33 (31)	平成31年度 34	工事費 平成33年度	平成35年4月	グラウンド整備 平成35年度
平成33年度 平成35年度	建て替え	戸田第一小学校	校舎建て替え工事等	960	平成34年度 約1,050人	33 (31)	平成31年度 34	工事費 平成33年度	平成35年4月	グラウンド整備 平成35年度

※美笹中学校においては、公共施設再編プランの第2期で、西部福祉センターとの複合化も含めて建て替えを検討していく。

# 報告事項

平成29年第5回教育委員会(定例会)

平成29年5月16日(火)

戸田市役所3階 教育委員室

# 1 報告事項

ページ

- ① 教科書採択の公正性・透明性について…………… 1  
(教育政策室)
- ② 平成29年度戸田市教育委員会研究指定等委嘱校について…………… 5  
(教育政策室)
- ③ 平成29年度生涯学習事業について……………別紙  
(生涯学習課)
- ④ 戸田市いじめ防止基本方針の改定について……………別紙  
(教育政策室)
- ⑤ その他

## 質の高い教科書の実現と教科書採択の公正性・透明性を高めるために 【 ガイドライン 】

### (1) 質の高い教科書づくり

大前提として、子供たちの学力向上には、教員の指導力の向上とともに質の高い教科書の実現が必要不可欠である。そのためには、日々の授業実践を通じて、教科書を前にした実際の子供たちの反応を見て知っている教員の教科書に対する意見を、教科書等の著作・編集等を通じて積極的に教科書発行者に伝えることが大切である。

また、教科書研究を通じて授業の質を高めることも大切であり、教科書発行者と関わること自体を良くないことと捉え、教科書研究が疎かになる事態は避けなければならない。

#### ① 教員等の意見の反映

- ・ 質の高い教科書の実現のために、日々の授業実践を通じて得られた教員等の意見を積極的に伝える。

#### ② 教科書づくりへの評価

- ・ 市町村教育委員会等は、教科書づくりに関与する教員等を積極的に評価する。

### (2) 教科書発行者との関係

教科書採択の公正性・透明性の確保には、教科書発行者との関係において、どうすべきなのかを明確にする必要がある。

#### ① 教職員について

- ・ 教科書発行者（関連会社を含む。）が発行する書籍等（教科書や指導書、教科書準拠教材、雑誌を含む。）の著作・編集に関わる場合は、服務規程等に定められた手続きを行う。

この場合、学校における調査研究を含め、関わった種目の採択に関わる事務には一切関与しない。

- ・ その他意見聴取等は、機会・期間を問わず、一切の金品（中元、歳暮を含む。）を受け取らない。かつ、一切の供応を受けない。また、検定期間や採択期間は教科書発行者と一切の接触を持たない。

この場合、学校における調査研究を含め、採択に関わる事務に関与できる。

#### ② 教育委員会について

- ・ 教科書発行者（関連会社を含む。）が発行する書籍等（教科書や指導書、教科書準拠教材、雑誌を含む。）の著作・編集に関わる場合は、服務規程等に定められた手続きを行う。

この場合、採択権者（教育長、教育委員等）も関わった種目の採択には関与しない。

また、指導主事等は採択に関わる事務には一切関与しない。

- ・ その他意見聴取等は、機会・期間を問わず、一切の金品（中元、歳暮を含む。）を受け取らない。かつ、一切の供応を受けない。また、検定期間や採択期間は教科書発行者と一切の接触を持たない。

この場合、採択に関わる事務に関与できる。

### (3) 会議の公開・議事録の公表

法令を踏まえ、採択の過程を積極的に公開・公表し、教科書採択の公正性・透明性に疑問を生じさせないようにしていくことが求められる。

#### ① 会議の公開

- ・ 共同採択地区における採択地区協議会の会議
- ・ 単独採択地区における選定委員会の会議
- ・ 採択に係る教育委員会の会議

#### ② 議事録の公表

- ・ 共同採択地区における採択地区協議会の議事録（無償措置法による努力義務規定）
- ・ 単独採択地区における選定委員会の議事録
- ・ 採択に係る教育委員会の議事録（地教行法による努力義務規定）

### (4) その他

#### ① 採択のために作成した資料の扱い

- ・ 調査員が作成した資料等の扱いについて、あくまでも参考であることを明示する。
- ・ 調査員が作成する資料については、採択権者の判断に資するよう一層充実したものとなるよう努める。

#### ② 不公正な行為への対応

- ・ 教科書発行者による不適切な行為や公正取引委員会の警告も勘案して、教科書を採択する。
- ・ 今後の採択において、不公正な行為があった場合には、採択のやり直しを検討する。また、不公正な行為のあった者（採択権者、調査員を含む。）については、次回の採択に関わる事務に関与できない。

#### ③ 教育委員会が主体的に採択できる体制の整備

- ・ 勉強会を実施する。

## 質の高い教科書の実現と 教科書採択の公正性・透明性を高めるために

機会・期間を問わず、一切の金品・歳暮を受け取らない。一切の供応を受けない。

### 著作 ・ 編集

- ▶ 教科書等の執筆 ⇒ 服務上の手続  
⇒ 教育委員会等による積極的な評価
- ▶ 教科書発行者による意見聴取等 ⇒ 金品受取不可
- ▶ 教員等の意見の反映 ⇒ 質の高い教科書づくりには不可欠

### 検定

- ▶ 教科書発行者との接触 ⇒ 一切禁止

### 採

- ▶ 教科書発行者との接触 ⇒ 一切禁止
- ▶ 教科書発行者と関わりを持った者 ⇒ 採択への関与禁止
- ▷ 調査資料の扱い ⇒ 採択権者の判断に資する「参考」資料
- ▷ 教育委員による主体的な採択 ⇒ 勉強会の実施

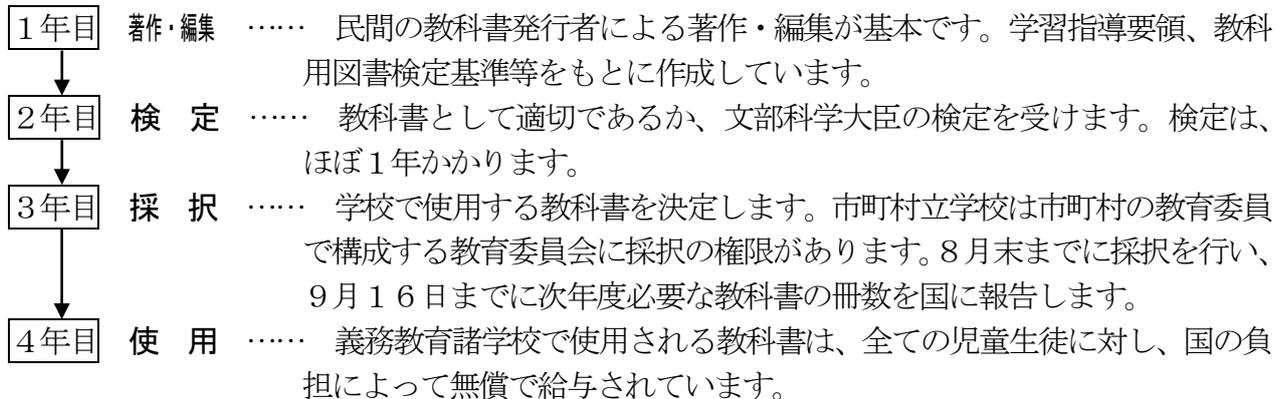
### 択

- ▷ 教科書発行者による過度な宣伝行為等 ⇒ 採択時に勘案
- ▷ 採択に関する会議・議事録 ⇒ 積極的な公開・公表

(凡例) 「▶」…教科書発行者との関わり、「▷」…採択までのプロセス

# “これだけは押さえておきたい” 教科書制度の概要

## ○ 教科書が使用されるまでの基本的な流れ（市町村立学校の場合）



## ○ 採択の方法（市町村立学校の場合）

県が採択地区を設定（23地区）しています。なお、義務教育諸学校においては、通常4年間同一の教科書を採択します。

### （1）単独採択地区

1つの市で地区を構成しています。市教育委員会で教科書を採択します。その際に、教員等が調査員として教科書を調査・研究し、採択のための参考資料をつくります。

### （2）共同採択地区

2つ以上の市町村で構成しています。地区内の市町村教育委員会で構成される採択地区協議会において協議をして同一の教科書を選定し、その後、各市町村教育委員会で採択します。その際に、教員等が調査員として教科書を調査・研究し、採択のための参考資料をつくります。

## ○ 教科書センター・教科書展示会

県は、教員等の教科書の調査・研究や、保護者・県民の教科書への理解支援のために教科書センターを県内26か所に常設し、教科書の見本本を置いています。また、毎年6月から7月の間の一定期間、教科書展示会を行っています。

## ○ 教科書の検定・採択の周期（予定）

■は教科書発行者との接触禁止期間

年度			H28	H29	H30	H31	H32	
小学校	現行 学習指導要領	教科	著作・編集	検定	採択		使用開始	
		道徳	検定	採択		使用開始		
	次期 学習指導要領	教科 (道徳含む)		著作・編集	検定	採択		使用開始
		道徳						
中学校	現行 学習指導要領	教科	使用開始	著作・編集	検定	採択	使用開始	
		道徳	著作・編集	検定	採択		使用開始	
	次期 学習指導要領	教科 (道徳含む)			著作・編集	検定	採択	
		道徳						

## ○ 教科書制度について理解を深めるために

- ・ 文部科学省「教科書」HP [教科書 文部科学省](#) を検索
- ・ 埼玉県教育委員会「教科書に関する資料」HP [教科書 埼玉県教育委員会](#) を検索

## 平成29年度市研究指定等委嘱校 学校研究主題一覧（小学校）

No	学校名	研究教科等	研究主題	研究委嘱機関	委嘱期間	H29発表予定日	※網かけは新規委嘱校 発表予定年度		担当
							H30	H31	
1	戸田第一小	国語、社会、算数、生活科、道徳	学ぶ楽しさにあふれ、一人一人の確かな学びを実現する授業づくり ～結びつきを通して～	戸田市教育委員会	29・30・31	—	—	○	鍋嶋伊藤和
2	戸田第二小	全教科等	「動く」	戸田市教育委員会	29・30・31	(1.30)	—	○	長野伊藤敏
3	新曽小	全教科等	学び合い、考えを深め表現する児童の育成～教科横断的な教育課程の編成を通して～	戸田市教育委員会	29・30・31	—	—	○	筒井田野
4	美谷本小	算数	心豊かに学び合い 未来を拓く児童の育成 ～主体的な学びを通して、やり抜く力を育む算数教育の推進～	戸田市教育委員会	29・30・31	—	—	○	新井本木
5	笹目小	国語（全教科等）	ユニバーサルデザインと学校づくり～推進から拡充へ～	戸田市教育委員会	27・28・29	12.14	—	—	鍋嶋水沼
6	戸田東小	国語	言葉を通わせ、心を通わせ、共に高め合う児童の育成～楽しさや好奇心を学び向かう力にむすぶ国語の研究～	戸田市教育委員会	28・29・30	—	○	—	伊藤敏水沼
7	戸田南小	総合的な学習の時間	論理的に思考し表現する能力の育成 ～プログラミング的思考を取り入れた新しい学びの実践～	戸田市教育委員会	29・30・31	—	—	○	本木長野
8	喜沢小	特別活動	望ましい集団活動を通して、心豊かに生きる児童の育成～「自分もよくみんなもよい」集団活動～	戸田市教育委員会	28・29・30	—	○	—	伊藤和筒井
9	笹目東小	体育・国語・総合的な学習の時間（プログラミング的思考力の育成）	知・徳・体のバランスのとれた児童の育成 ～教科等の本質的な学びを踏まえたアクティブ・ラーニングの視点からの学習・指導方法の改善～	戸田市教育委員会	27・28・29	1.16	—	—	田野新井
10	新曽北小	国語	豊かに学び、生き生きと思いを伝え合う子供の育成～思考力・判断力・表現力を育てる言語活動の充実～	戸田市教育委員会	27・28・29	10.27	—	—	水沼筒井
11	美女木小	外国語活動	いきいきと主体的にコミュニケーションを図ろうとする子の育成 ～グローバル化に対応した外国語活動を通して～	戸田市教育委員会	29・30・31	—	—	○	伊藤敏春山
12	芦原小	国語	「自尊感情を高め、互いを尊重し合う児童の育成」～主体的に自分の思いや考えを伝え合う学習活動～	戸田市教育委員会	28・29	1.26	—	—	水沼伊藤敏
						発表校数	4 (1)	2	6

## 平成29年度市研究指定等委嘱校 学校研究主題一覧（中学校）

※網かけは新規委嘱校

No	学校名	研究教科等	研究主題	研究委嘱機関	委嘱期間	H29発表予定日	発表年度		担当
							H30	H31	
1	戸田中	全教科等	主体的・協働的に学びを深め、自分の考えを発表できる生徒の育成 ～多様なアクティブ・ラーニングを取り入れた授業づくりをめざして～	戸田市教育委員会	28・29	12.13	—	—	春山新井
2	戸田東中	道徳各教科等	豊かな人間性と社会性を育んだ生徒の育成	戸田市教育委員会	28・29・30	—	○	—	筒井伊藤和
3	美笹中	全教科等	未来を切り拓く力を身に付けた生徒の育成 ～多面的な教育活動による学力向上の取組～	戸田市教育委員会	29・30・31	—	—	○	長野春山
4	喜沢中	全教科等	自己肯定感・自己有用感を育む学習指導法の工夫 ～主体的・対話的で深い学びの追求を通して～	戸田市教育委員会	29・30・31	—	—	○	伊藤和鍋嶋
5	新曽中	全教科等	学習意欲の向上と思考力・判断力・表現力の育成 ～主体的・対話的で深い学びとICTを取り入れた授業の実践を通して～	戸田市教育委員会	28・29・30	—	○	—	春山長野
6	笹目中	全教科等	生徒が能動的に学ぶ授業の工夫改善 ～教科の本質に迫るアクティブ・ラーニング～	戸田市教育委員会	28・29	11.9	—	—	新井鍋嶋
発表校数						2	2	2	

### その他に行われる研究（平成29年度）

No	学校名	研究教科等	研究主題	研究委嘱機関	委嘱期間	H29発表予定日	発表年度	
							H30	H31
1	戸田第二小	英語活動	外部専門機関と連携した英語指導力向上事業 (研究協力校)	文部科学省	29	10.26	—	—
2	戸東中	英語		埼玉県教育委員会		1.31	—	—
3	拠点校：戸一小、戸二小、喜沢小、笹目東小、芦原小、戸田中、笹目中 協力校：その他11校		課題の発見・解決に向けた主体的・協働的な学びの推進事業「教科等の本質的な学びを踏まえたアクティブ・ラーニングの視点からの学習・指導方法の改善に関する実践研究」	文部科学省	28・29	—	—	—
4	戸東小 喜沢小 戸東中	経済教育	小中一貫教育に関する研究	戸田市教育委員会	28・29	—	—	—
5	喜沢小	特別支援教育	共生社会の形成者を育成する特別支援教育に関する研究	戸田市教育委員会	29・30	—	—	—
6	市教育委員会		教員の養成・採用・研修の一体的改革推進事業	文部科学省(申請中)	29	—	—	—

# 戸田市いじめ防止基本方針

(改定案)

平成26年5月29日  
(平成29年●月●日改定)  
戸 田 市

## 目 次

はじめに	1
第1 いじめ防止等のための対策の基本的な姿勢	1
1 いじめ防止等のための対策に関する基本理念	
2 いじめの定義	
(1) 法第2条に規定されているいじめの定義	
(2) いじめの認知に関する考え方	
3 いじめの理解	
第2 いじめ防止等のための対策の基本的な取組	3
1 いじめの未然防止	
2 いじめの早期発見	
3 いじめへの対処	
4 いじめ解消の定義	
5 家庭や地域との連携	
6 関係機関との連携	
第3 いじめ防止等のための対策の内容	6
1 いじめ防止等のための組織	
(1) いじめ問題対策連絡協議会の設置	
(2) いじめ問題調査委員会の設置	
(3) 生徒指導支援センターの活用	
2 教育委員会が実施する施策	6
(1) 基本的な方針	
(2) 組織的な対応	
(3) 未然防止に向けた定期的なアンケート	
(4) 専門的な相談員等の配置	
(5) 教職員の研修等	
(6) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策	
(7) 啓発活動	
(8) 出席停止・就学校の指定の変更・区域外就学	
(9) 戸田市いじめ防止基本方針の見直し	
(10) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・評価	

3	学校が実施する施策	8
	(1) 学校いじめ防止基本方針	
	(2) 学校におけるいじめ等の対策のための組織の設置	
	(3) いじめ事案における学校内の情報共有	
	(4) 学校におけるいじめ防止等に関する取組	
	(5) 児童生徒、家庭、地域、関係機関への周知	
第4	重大事態への対処	12
1	重大事態とは	
2	重大事態の発生と調査	13
	(1) 重大事態の報告	
	(2) 調査の趣旨及び調査主体	
	(3) 調査を行うための組織	
	(4) 調査の実施に当たって	
	(5) その他の留意事項	
3	調査結果の提供及び報告	15
	(1) 被害児童生徒及びその保護者への適切な情報の提供	
	(2) 調査結果の報告	
4	調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置	16
	(1) 再調査	
	(2) 再調査を行う機関	
	(3) 再調査の結果を踏まえた措置等	

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

戸田市は、これまでも、「いじめは絶対許さない」こととし、市、学校、家庭、地域が連携していじめの防止と対策にあたってきた。

このたび、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）を受けて、児童生徒の尊厳を保持する目的の下、市、学校、**家庭**、地域その他の関係**機関**が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、法第12条の規定に基づいて、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、「戸田市いじめ防止基本方針」を策定した。

## 第1 いじめ防止等のための対策の基本的な姿勢

### 1 いじめ防止等のための対策に関する基本理念

いじめ防止等のための対策は、いじめは**どの学校にも、どの子供にも起きているという基本認識の下**、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめがなくなることを目指して行われなければならない。

また、いじめ防止等のための対策は、いじめが、いじめを受けた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼし、重大な状況も生み出す行為であることを、児童生徒が十分理解できるよう行われなければならない。

さらに、いじめ防止等のための対策は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることから、国、県、市、学校、家庭、地域その他の関係機関の連携の下、いじめの問題の克服を目指して行われなければならない。

### 2 いじめの定義

#### (1) 法第2条に規定されているいじめの定義

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

**【いじめ防止対策推進法】**

- 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）の中の人的関係をいう。
- 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

- いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

#### 具体的ないじめの様態

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをいわれる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたりさせられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

#### (2) いじめの認知に関する考え方

(1) いじめは、社会性を身に付ける途上にある児童生徒が集団で活動する場合、しばしば発生するものである。例えば、言い過ぎてしまい相手を傷付ける、自分勝手な行動をとって周囲の反感を買うなど、子供たちは、成長の過程で様々な失敗を経験するのであるが、その中には、いじめに該当するものもしばしば含まれる。

したがって、どの学校においても、一定数のいじめが認知されるのが自然である。

(2) 初期段階のいじめは、子供たちだけで解決に至ることも多々あり、大人が適切に関わりながら自分たちで解決する力を身に付けさせることも大切である。しかし、いじめは予期せぬ方向に推移し、自殺等の重大な事態に至ることあることから、初期段階のいじめであっても学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である。

(3) 世間の耳目を引くいじめ事案が発生した直後に認知件数が急増し、翌年度から漸減する傾向があるが、このことは、いったんは事案を深刻に受け止めるものの、徐々に風化していくことを反映していると考えらるべきである。この例に限らず、いじめの認知件数が減少した場合に、対策が奏功したものと即断することは禁物であり、減少の理由を十分考察する必要がある。

(4) 各学校においては、発生しているいじめを漏れなく認知した上で、その解消に向けて取り組むことが重要である。そのため、文部科学省としては、いじめの認知件数が多い学校について、「いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている」と極めて肯定的に評価する。

(中略)

また、各教育委員会等は、学校や教職員の評価において、「積極的にいじめを認知し、適切に対応すること」を肯定的に評価する必要がある。

【平成27年8月17日付け 文部科学省通知】

- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。
- いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。
- けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が生じている場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
- いじめの有無やその多寡が問題なのではなく、極めて初期段階のいじめも含めて積極的に認知し、組織的に対応することが重要であり、市教育委員会は適切な対応をしていることを肯定的に評価するものとする。
- 法が定義するいじめに該当する場合であっても、その様態に応じて必ずしも「いじめ」という言葉を使わずに指導をする等、柔軟な対応が可能である。ただし、いじめには該当するため、他のいじめ事案と同様に取り扱う必要がある。

### 3 いじめの理解

嫌がらせ等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、生命又は身体に重大な危険が生まれることを十分に理解する必要がある。

加えて、いじめの加害・被害という関係だけではなく、周りでいじめ行為をはやし立てたり、おもしろがったりする者や、暗黙のうちに傍観している者等、いじめの構造的な人間関係にも注意を払う必要がある。

さらに、いじめは大人から見えないところで行われていることが多いことから、いじめが発見、認知されたときには、重大な事態に至っている場合があるということを理解した上で対処することが大切である。

## 第2 いじめ防止等のための対策の基本的な取組

### 1 いじめの未然防止

根本的ないじめの問題の克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点に立った取組を充実させることが不可欠である。

このため、道徳教育をはじめとする教育活動全体を通じて、生命や人権の尊重、規範意識の醸成、自主性や協調性の育成など、児童生徒一人一人の豊かな心を育む様々な活動を通して、いじめをしない、させない、許さない風土づくりに努めていく。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、スト

レスに適切に対処できる力を育む。これらの取組により、全ての児童生徒が安心して、自己有用感や充実感を感じられる生活ができる学校づくりを進めることが重要である。

加えて、いじめ問題への取組の重要性についての認識を広め、家庭、地域、その他の関係機関と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

## 2 いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の第一歩であり、日頃から丁寧な児童生徒理解に努め、些細な変化にも気づく力を高めていく必要がある。いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、いじめと判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知することが必要である。

また、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、家庭、地域、その他の関係機関と連携して児童生徒を見守っていくことが必要である。

## 3 いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を最優先に確保し、いじめたとされる児童生徒や周囲の児童生徒に対して事情を確認した上で、適切に指導を進める等、迅速かつ組織的に対応を行う。加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。また、家庭や市教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ関係機関との連携を進める。

そのため、教職員は平素よりいじめを把握した場合の対処のあり方について、学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）を初めとして、市教育委員会作成の「いじめ問題対応マニュアル」や県教育委員会作成の生徒指導ハンドブック「New I's」を通じて、理解を深めておく必要がある、さらに、学校における組織的な対応を可能とする体制の整備が必要である。

## 4 いじめ解消の定義

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

### ①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じ

て行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、定期的に声をかけ、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定して状況を注視する。

#### ②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校対策委員会においては、いじめが解消に至るまで組織的に対応し、被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

また、いじめが「解消している」状態とは、あくまで、1つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至ったことをもって安心と考えてはならない。いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、継続的に注意深く観察する必要がある。

### 5 家庭や地域との連携

いじめは学校による指導だけでは解決しない社会問題である。社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校と家庭・地域が密接に連携する必要がある。PTAや学校応援団、**民生委員や児童委員**の取組を活用して、学校内外で児童生徒が地域の人たちと接することにより、大勢の大人たちが見守っていることに気づかせることが必要である。

### 6 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、**加害児童生徒**に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合には、関係機関（警察、少年サポートセンター、南児童相談所、医療機関等）と適切に連携を行う。そのために、平素から関係機関と情報を共有できる体制を構築するとともに、役割分担を明確にするのではなく、**重なり合う部分への対応を充実**する必要があることから、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、精神保健福祉士や保健師、ケースワーカー等、実務に通じた専門職間のネットワークの連携を強化することが**重要**である。

### 第3 いじめ防止等のための対策の内容

#### 1 いじめ防止等のための組織

##### (1) いじめ問題対策連絡協議会の設置

戸田市は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、戸田市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

この連絡協議会は、必要に応じて開催する会議体とする。

会議の内容は以下の通りである。

- ① いじめ問題に関する施策の推進及び調整に関すること
- ② 市内におけるいじめ問題の現状把握、分析等に関すること
- ③ その他いじめ問題の解決に必要な事項に関すること

##### (2) いじめ問題調査委員会の設置

市教育委員会は、重大事態が発生した際に調査を行うため、法第14条第3項に基づき、条例の定めるところにより戸田市いじめ問題調査委員会を設置する。

##### (3) 生徒指導支援センターの活用

市教育委員会は、法第14条第3項に基づき、連絡協議会との円滑な連携の下、市基本方針に基づくいじめの防止等のための対策を実効的に行うために、生徒指導支援センターを活用する。

#### 2 教育委員会が実施する施策

##### (1) 基本的な方針

いじめ対応マニュアルを作成し、全学校へ配布する。全教職員がいじめに対する理解と対処のあり方について理解するための指針とする。

##### (2) 組織的な対応

生徒指導支援センターを開催し、市全体のいじめ防止の取組や、学校への支援について協議し、人的・物的支援について検討する。

市生徒指導委員会及び学校警察連絡協議会を開催し、各学校や警察からの情報提供により情報を共有し、学校間で連携していじめ防止に取り組んでいく。

こども家庭課、児童青少年課等の関係課との定期的な連携により、市長部局とともにいじめ防止に取り組んでいく。

##### (3) 未然防止に向けた定期的なアンケート

全中学校1年生を対象とした学校生活アンケートを6月に実施する。環境が変わり、新たな仲間たちとの集団の中で、学習、生活、人間関係等において悩みはないかを調査し、結果を基に、**学校と市教育センター、さわやか相談室が**

連携して個別相談等に生かしていく。

#### (4) 専門的な相談員等の配置

教育センターに教育相談指導員、教育心理相談員、**スクールソーシャルワーカー**及び発達小児医師を配置し、専門的な相談体制を充実させる。

各中学校にさわやか相談員1名とボランティア相談員2名を配置し、児童生徒・保護者及び教職員が相談しやすい雰囲気「さわやか相談室」を設置し、校区内での相談体制を充実させる。

また、**全小・中学校**にスクールカウンセラーを配置し、より専門的な相談体制を充実させる。

また、定期的にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどからなる専門家チームを学校に派遣し、学校訪問や会議への出席を行うとともに、いじめ事案発生時には、状況に応じて専門的な見地から関わる。

#### (5) 教職員の研修等

いじめ防止に係る教職員の資質向上を図る。子どもへの暴力防止や**自殺予防等**の研修会を実施する。

また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等が、学校の巡回相談を行うとともに、教職員のカウンセリングマインドの育成等について専門的な見地から関わる。

さらに、さわやか相談員と連携して、グループエンカウンターやロールプレイを取り入れた体験的なプログラムを実施し、児童生徒がいじめに対する対処の仕方を学ぶ授業を行う。

#### (6) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

学校における情報モラル教育の取組の推進を図るとともに、リーフレットを活用してSNSの利用に関する危険性の注意喚起を行い、児童生徒や家庭への啓発を実施する。

#### (7) 啓発活動

いじめ対応保護者向けリーフレットや児童生徒用いじめ防止リーフレット、さらには、教師用いじめ等防止指導資料を作成・配布する。

また、戸田市中学校生徒会や戸田市小学校児童会による自発的な取組により、市内全児童生徒にいじめ撲滅の意識の高揚を図る。

(「戸田市中学校いじめ撲滅宣言」や「戸田市小学校いじめのない楽しい学校宣言」の遵守と推進)

#### (8) 出席停止・就学校の指定変更・区域外就学

加害児童生徒の保護者に対して、学校教育法第35条第1項の規定に基づき当該児童生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる。また、出席停止の措置を行った場合には、出席停止の期間における学習への支援など教育上必要な措置を講じ、当該児童生徒の立ち直りを支援する。

さらに、被害児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討する。

#### (9) 戸田市いじめ防止基本方針の見直し

より実効性の高い取組を実施するため、市基本方針が地域の実情に即して適切に機能しているかを点検し、必要に応じて見直す。

#### (10) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・評価

いじめの実態把握の取組状況、学校における定期的なアンケート調査、事故報告、個人面談の取組状況等を点検・評価し、学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）に基づいた対応がなされているかを随時確認し、必要に応じて指導する。

### 3 学校が実施する施策

#### (1) 学校いじめ防止基本方針

(学校いじめ防止基本方針)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

【いじめ防止対策推進法】

学校基本方針は、いじめの防止のための取組、早期発見・いじめ事案への対処の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修等いじめ防止の全体に係る内容であることが必要である。また、国や県、市の基本方針やその動向を踏まえつつ、各学校の実情に応じて適時・適切に見直す必要がある。

○ 各年度の初めやいじめ撲滅強調月間などの複数の機会に、学校基本方針の意義を確認させながら、全教職員に方針に基づく対応を確認させる。

○ 学校基本方針においては、いじめの防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、年間を通してどのように取組を実施するかを取組計画として具体的に定め、学校評価においては目標の達成状況を評価する。

- 学校基本方針の策定・見直しの過程に児童生徒、保護者、関係機関等が関わることを整える。
- 学校基本方針は各学校のホームページへの掲載その他の方法により公開するとともに、その内容を、入学時・各年度の初め等の複数の機会に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

## (2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等のための組織を置くものとする。

### 【いじめ防止対策推進法】

学校におけるいじめ防止、早期発見及び事案対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うための中核となる常設の組織を置くことが規定された。この規定に基づき、各学校は、「学校いじめ問題等対策委員会」（以下「学校対策委員会」という。）を設置する。

学校対策委員会の構成員は、校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導主任、各学年主任、教育相談部代表、養護教諭、さわやか相談員、学校評議員代表、PTA会長、臨床心理士等、学校の実情を踏まえて校長が定める。これに加え、個々のいじめの未然防止・早期発見・事案対処に当たって関係の深い教職員を追加するなど、柔軟な組織とすることが有効である。また、教育委員会に配置しているスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等が定期的に学校訪問や会議への出席を行うとともに、いじめ事案発生時には、状況に応じて専門的な見地から関わるものとする。さらに、必要に応じて、弁護士、医師、警察官経験者など外部専門家等の参加により、より実効的ないじめ問題への対応が図られるよう工夫する。

また、学校対策委員会を実効的に機能させるに当たっては、適切に外部専門家の助言を得つつも機動的に運用できるよう、構成員全体の会議と日常的な関係者の会議に役割分担しておくなど、学校の実情に応じて工夫する必要がある。さらに、児童生徒及びその保護者が、学校対策委員会の存在やその取組について認識できるよう、様々な機会を通じて周知する必要がある。

なお、法第28条第1項に規定する重大事態について、学校が調査を行う場合は、学校対策委員会を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対応することも有効である。

学校対策委員会の具体的な役割は以下の通りである。

- いじめの未然防止・早期発見の取組を実効的に行う。
- いじめの疑いに関する情報や問題行動等に係る情報の収集と記録、共有、

認知の判断、事案対処を行う。

- 学校基本方針の点検・見直しを行う。
- いじめ防止に係る校内研修等の企画を行う。
- 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等、PDCAサイクルの機能を推進させる。
- いじめの相談・通報の窓口としての役割を担う。

### (3) いじめ事案における学校内の情報共有

(いじめに対する措置)

第23条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

【いじめ防止対策推進法】

各学校における情報共有のための具体的な体制や方法については、以下に示す内容に留意しながら、学校の実情に合わせて行う。

- 学校として、いじめの情報共有の体制、方法及びそれらに基づく早期発見・事案対処について、基本方針で定め、教職員に周知する。
- 教職員は、いじめの情報を学校対策委員会に報告・共有する義務があることを教職員に周知・徹底する。
- 市生徒指導委員会及び市教育委員会が検討、作成した記録様式を基に各教職員がいじめの対応に係る記録（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）を残し、学校対策委員会に共有する。

### (4) 学校におけるいじめ防止等に関する取組

各学校における具体的な取組については、以下に示す内容を参考に学校の実情に合わせて計画し実行していく。

#### ① いじめの未然防止

- ・ 考え、議論する道徳教育を中心とした教育活動全体を通して、いじめが重大な人権侵害に当たり、決して許されないことを児童生徒に理解させる指導の充実
- ・ 児童生徒が主体的に参画するいじめの防止に向けた方策の議論や、実行する取組の推進

- ・学ぶ喜びを味わえる授業の充実と学力の向上
- ・思いやりの心を育む教育
- ・児童生徒等の特性に応じた適切な指導
- ・望ましい人間関係の形成を目指した豊かな体験活動の推進（宿泊体験活動、異学年交流等）
- ・規範意識を高める児童生徒の自発的な取組
- ・学校生活アンケートを実施し、その結果から、管理職のリーダーシップの下、教育相談や個人面談を実施
- ・インターネット等を介したいじめ防止に関する、情報モラル教育の充実・徹底
- ・人権尊重の意識を高める人権教育や相談施設の周知等
- ・個々の児童生徒の障害の特性への教職員の理解促進
- ・教職員、児童生徒、保護者等の外国人児童生徒等に対する理解の促進
- ・性同一性障害や性的指向・性自認についての、教職員への正しい理解
- ・被災児童生徒に対する心のケア

#### ② いじめの早期発見

- ・児童生徒理解、信頼関係づくり
- ・いじめに関するアンケートの実施
- ・教育相談の実施
- ・教職員の研修
- ・何でも話せる相談窓口、相談機能の充実
- ・外部相談機関との連携

#### ③ いじめ事案への対処

- ・実態把握
- ・被害児童生徒への支援
- ・加害児童生徒への指導
- ・保護者との連携
- ・周囲の児童生徒への指導
- ・教育委員会との連携
- ・いじめ解消までの組織的な対応

#### ④ 家庭や地域との連携

- ・PTA家庭教育学級
- ・各中学校区の地域の会
- ・各地区との懇談会

- ⑤ 関係機関との連携
  - ・ 蕨警察署
  - ・ 南児童相談所
  - ・ 戸田市人権教育推進協議会

(5) 児童生徒、家庭、地域、関係機関への周知

- 学校基本方針や学校対策委員会等について、児童生徒に周知し、加害行為への抑止や被害児童生徒への安心感を与える。
- 学校におけるいじめ防止等の取組や事案対処について、連携を深め、理解、協力を得るために、法や学校基本方針、学校対策委員会、いじめの定義やその具体例等について家庭や地域、関係機関等に周知する。

第4 重大事態への対処

1 重大事態とは

法第28条第1項において、次のとおり重大事態について定めている。

第五章 重大事態への対処

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

【いじめ防止対策推進法】

「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、次のようなケースが想定される。

- 児童生徒が自殺を企図した場合

- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な損害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 等

第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、市教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、児童生徒や保護者から、いじめにより重大事態に至ったという申し立てがあったときは、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意し、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

## 2 重大事態の発生と調査

### (1) 重大事態の報告

学校は、重大事態と思われる案件が発生したときには、直ちに市教育委員会に報告し、市教育委員会は、これを市長に報告する。

### (2) 調査の趣旨及び調査主体

調査は、当該重大事態に対処するとともに同種の事態の発生の防止に資するために行う。学校からの報告を受けた市教育委員会は、その事案の調査を行う主体やどのような調査組織とするかについて判断する。

学校が調査主体になる場合であっても、法第28条第3項に基づき、市教育委員会は、調査を実施する学校に対して必要な指導や適切な支援を行う。

### (3) 調査を行うための組織

#### ①学校が主体となる場合

各学校が設置している「いじめ問題対策委員会」を母体とし、学校評議員、PTA代表、教育センター心理相談員等の学校以外の委員を加え、公平性・中立性の確保に努めた構成により組織する。

#### ②市教育委員会が主体となる場合

条例により設置した戸田市いじめ問題調査委員会をもって組織する。

### (4) 調査の実施に当たって

調査に当たっては、国が策定した「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を参照しつつ、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係はどうであったか、学校・教職員がどのように対応したかという事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。その際、市教育委員会

及び学校は調査組織に積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組むものとする。

① 被害児童生徒から聴き取りが可能な場合

被害児童生徒や情報を提供した児童生徒を守ることを最優先とした調査を行うことが必要である。

調査による事実関係の確認とともに、加害児童生徒への指導を行い、いじめ行為をやめさせる。

また、被害児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、その状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

② 被害児童生徒から聴き取りが不可能な場合

入院や死亡など、被害児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、被害児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴き取り、迅速に当該保護者と今後の調査について協議して調査に着手することが必要である。

③ 自殺の背景調査における留意事項

被害児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査のあり方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。

この調査においては、亡くなった被害児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

いじめがその原因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意の上、国が策定した「子どもの自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」を参考とするものとする。

- 背景調査に当たり、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- 亡くなった児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、市教育委員会又は学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- 詳しい調査を行うに当たり、市教育委員会又は学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り遺族と合意しておくことが必要である。
- 調査を行う組織については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等

の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により、参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

- 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
- 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- 学校が行う調査については、当該学校の設置者は、情報の提供について必要な指導及び支援を行うこととされており、市教育委員会の適切な対応が求められる。
- 情報の発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることがないように留意する。

なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や子どもの自殺は連鎖（後追い）の可能性のあることを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする必要がある。

#### （5）その他の留意事項

事案の重大性を踏まえ、市教育委員会は、学校と連携の上、義務教育段階の児童生徒に関して、出席停止措置の活用や、被害児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等、被害児童生徒の支援のため弾力的な対応を検討する必要がある。

さらに、市教育委員会及び学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する必要がある。

### 3 調査結果の提供及び報告

#### （1）被害児童生徒及びその保護者への適切な情報の提供

市教育委員会又は学校は、被害児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係や再発防止策について適時・適切な方法で説明を行う。これらの情報提供にあたっては、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

## (2) 調査結果の報告

調査結果については、市教育委員会より市長に報告する。

なお、(1)の説明結果を踏まえて、被害児童生徒又はその保護者が希望する場合は、被害児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提出を受け、調査結果の報告に添えて、市長に提出するものとする。

## 4 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

### (1) 再調査

上記3(2)の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため、必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という）を行う。再調査についても、市教育委員会等による調査同様、再調査の主体は、被害児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

なお、地方公共団体の長による再調査は、以下等のような場合に行う必要がある。

①調査等により、調査時には知り得なかった新しい重要な事実が判明した場合又は新しい重要な事実が判明したものの十分な調査が尽くされていない場合

②事前に被害児童生徒及びその保護者と確認した調査事項について、十分な調査が尽くされていない場合

③市教育委員会及び学校の対応について十分な調査が尽くされていない場合

④調査委員の人選の公平性・中立性について疑義がある場合

※ただし、上記①～④の場合に、市教育委員会又は学校による重大事態の調査（当初の調査）の主体において、追加調査や構成員を変更した上での調査を行うことも考えられる。

### (2) 再調査を行う機関

再調査を実施する機関については、当該調査の公平性・中立性を図るため、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係や特別の利害関係を有しない者で組織する。

### (3) 再調査の結果を踏まえた措置等

市教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために、当該学校へ指導主事の派遣による重点的な支援、心理や福祉の専門家、教員経験者、警察官経験者など外部専門家の配置等の支援を行う。

また、再調査を行ったとき、市長はその結果を議会に報告する。内容については、個々の事案の内容に応じ適切に設定し、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保する。

# 別紙 1

## 「戸田市いじめ問題対策連絡協議会 及び 戸田市いじめ問題調査委員会 合同会議」 における議論等を踏まえた「戸田市いじめ防止基本方針」の主な改定ポイント

### 第 1 いじめ防止等のための対策の基本的な姿勢

合同会議における議論等	戸田市いじめ防止基本方針	
	改定前	改定後の案
<p>第 1 いじめ防止等のための対策の基本的な姿勢</p> <p>・いじめはどこの学校にも起きている、どの子にも起きうると長らく言われてきているが、戸田市ではどの子にも起きている、またどの学校にも起きているのだという気持ちで、いじめの根絶、いじめを絶対に許さないという、チーム教育委員会さらにはチーム戸田市ということで進めていきたい。</p> <p style="text-align: right;">【合同会議】</p>	<p>第 1 いじめ防止等のための対策の基本的な姿勢</p> <p>1 いじめ防止等のための対策に関する基本理念</p> <p>いじめ防止等のための対策は、いじめが全ての児童生徒に関わる問題であることを認識し、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめがなくなることを目指して行われなければならない。</p>	<p>第 1 いじめ防止等のための対策の基本的な姿勢</p> <p>1 いじめ防止等のための対策に関する基本理念</p> <p>いじめ防止等のための対策は、いじめは<b>どの学校にも、どの子供にも起きているという基本認識の下</b>、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめがなくなることを目指して行われなければならない。</p>
<p>○いじめの認知に関する考え方について周知・徹底する。</p> <p>○いじめを漏れなく認知するため、初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けて取り組むことが重要。</p> <p style="text-align: right;">【合同会議】</p> <p>○子供たちは、成長の過程で様々な失敗を経験するのであるが、その中には、いじめに該当するものもしばしば含まれる。したがって、どの学校においても、一定数のいじめが認知されるのが自然である。</p> <p style="text-align: right;">【平成 27 年 8 月 17 日付け 文部科学省通知】</p> <p>○文部科学省としては、いじめの認知件数が多い学校について、「いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている」と極めて肯定的に評価する。(中略)</p> <p>また、各教育委員会は、学校や教職員の評価において、「積極的にいじめを認知し、適切に対応すること」を肯定的に評価する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【平成 27 年 8 月 17 日付け 文部科学省通知】</p>		<p>2 いじめの定義</p> <p>(2) いじめの認知に関する考え方</p> <p>(1) いじめは、社会性を身に付ける途上にある児童生徒が集団で活動する場合、しばしば発生するものである。例えば、言い過ぎてしまい相手を傷付ける、自分勝手な行動をとって周囲の反感を買うなど、子供たちは、成長の過程で様々な失敗を経験するのであるが、その中には、いじめに該当するものもしばしば含まれる。</p> <p>したがって、どの学校においても、一定数のいじめが認知されるのが自然である。</p> <p>(2) 初期段階のいじめは、子供たちだけで解決に至ることも多々あり、大人が適切に関わりながら自分たちで解決する力を身に付けさせることも大切である。しかし、いじめは予期せぬ方向に推移し、自殺等の重大な事態に至ることもあることから、初期段階のいじめであっても学校が組織として把握し(いじめの認知)、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である。</p> <p>(3) 世間の耳目を引くいじめ事案が発生した直後に認知件数が急増し、翌年度から漸減する傾向があるが、このことは、いったんは事案を深刻に受け止めるものの、徐々に風化していくことを反映していると考えべきである。この例に限らず、いじめの認知件数が減少した場合に、対策が奏功したものと即断することは禁物であり、減少の理由を十分考察する必要がある。</p>

○いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

○解釈上、いじめとして扱われていない「けんか」の範囲については、限定的であることを具体例を示しながら明確にする。

○児童生徒間で解決できるような、初期段階のいじめに関しても学校が組織として認知し、必要に応じて対応する。

○いじめへの対処方法として、状況に応じて、見守る、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応が可能であることを示す。

ただし、いじめであるため、学校のいじめ対策組織への情報共有は当然必要となる。

【国の基本方針】

(4) 各学校においては、発生しているいじめを漏れなく認知した上で、その解消に向けて取り組むことが重要である。そのため、文部科学省としては、いじめの認知件数が多い学校について、「いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている」と極めて肯定的に評価する。

(中略)

また、各教育委員会等は、学校や教職員の評価において、「積極的にいじめを認知し、適切に対応すること」を肯定的に評価する必要がある。

【平成27年8月17日付け 文部科学省通知】

- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。
- いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。
- けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が生じている場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
- いじめの有無やその多寡が問題なのではなく、極めて初期段階のいじめも含めて積極的に認知し、組織的に対応することが重要であり、市教育委員会は適切な対応をしていることを肯定的に評価するものとする。
- 法が定義するいじめに該当する場合であっても、その様態に応じて必ずしも「いじめ」という言葉を使わずに指導をする等、柔軟な対応が可能である。ただし、いじめには該当するため、他のいじめ事案と同様に取扱う必要がある。

第2 いじめ防止等のための対策の基本的な取組

合同会議における議論等	戸田市いじめ防止基本方針	
	改定前	改訂後の案
<p>○道徳教育をはじめとする教育活動全体を通して、いじめが重大な人権侵害に当たり、決して許されないことを児童生徒に理解させる。その際に、具体的な事例をもとに児童生徒にいじめの問題を考えさせるなど、実践的な取組を行う。 【国の基本方針】</p>	<p>1 いじめの未然防止 いじめの問題の根本的な解決のためには、全ての児童生徒を対象とした未然防止の観点に立った取組を充実させることが不可欠である。生命や人権の尊重、規範意識の醸成、自主性や協調性の育成など、児童生徒一人一人の豊かな心を育む様々な活動を通して、いじめをしない、させない、許さない風土づくりに努めていく。さらに、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる生活ができる学校づくりを進めることが必要である。</p>	<p>1 いじめの未然防止 <b>根本的ないじめの問題の克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点に立った取組を充実させることが不可欠である。</b> <b>このため、道徳教育をはじめとする教育活動全体を通じて、生命や人権の尊重、規範意識の醸成、自主性や協調性の育成など、児童生徒一人一人の豊かな心を育む様々な活動を通して、いじめをしない、させない、許さない風土づくりに努めていく。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。これらの取組により、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる生活ができる学校づくりを進めることが重要である。</b> <b>加えて、いじめ問題への取組の重要性についての認識を広め、家庭、地域、その他の関係機関と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。</b></p>
<p>○アンケート調査等において、児童生徒がSOSや情報を出せば、必ず学校が対応することを徹底する。 【国の基本方針】</p>	<p>2 いじめの早期発見 <u>「いじめはどの子にも起こりうる」という認識を持ち、日頃から丁寧な児童生徒理解に努め、些細な変化にも気づく力を高めていく必要がある。いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、いじめと判断しにくい形で行われることを認識し、小さな兆候やサインを見逃すことなく、アンテナを高く保つとともに、教職員間で積極的に情報交換し、情報を共有することが大切である。</u></p>	<p>2 いじめの早期発見 <b>いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の第一歩であり、日頃から丁寧な児童生徒理解に努め、些細な変化にも気づく力を高めていく必要がある。いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、いじめと判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知することが必要である。</b></p>
<p>○学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害者を守り通し、その安全・安心を確保する責任を有することを改めて示す。 【国の基本方針】</p> <p>○加害者への成長支援の観点を基本方針に位置付ける。 【国の基本方針】</p>	<p>3 いじめへの対処 いじめがあることが確認された場合、学校は、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を最優先に確保し、いじめたとされる児童生徒や周囲の児童生徒に対して事情を確認した上で、適切に指導を進める等、迅速かつ組織的に対応を行う。また、家庭や市教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ関係機関と連携を進める。</p>	<p>3 いじめへの対処 いじめがあることが確認された場合、学校は、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を最優先に確保し、いじめたとされる児童生徒や周囲の児童生徒に対して事情を確認した上で、適切に指導を進める等、迅速かつ組織的に対応を行う。<b>加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。</b>また、家庭や市教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ関係機関との連携を進める。</p>

○いじめの「解消」の定義を明確化し、学校はいじめが解消に至るまで被害者への支援を継続すること等を徹底する。

【国の基本方針】

○3ヶ月が終わった時点で、これはいじめではなくなったとするのではなく、先生方が学校で組織的に、記録を取りながら判断するなど、3ヶ月が終わったからではなく、継続的な対応を大切にしてほしい。

【合同会議】

○3ヶ月を過ぎたから大丈夫だと捉えられ、誤解をされる危険が出てきてしまうと思う。国は一応の目安として出したのだろうと思うが、3ヶ月経ったから安心とは考えない方がよい。

【合同会議】

#### 4 いじめ解消の定義

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

##### ①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、定期的に声をかけ、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

##### ②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校対策委員会においては、いじめが解消に至るまで組織的に対応し、被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

また、いじめが「解消している」状態とは、あくまで、1つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至ったことをもって安心と考えてはならない。いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、継続的に注意深く観察する必要がある。

○地域で、各家庭がどのような家庭であるかを見守っていくことが重要である。子どもが学校の中で言えない事でも、主任児童委員であれば話をしてくれる。そのようなところを活かし、学校と連携をとっていけるよう、主任児童委員などが活躍していけたらいいと思う。

【合同会議】

○こども青少年部でも児童相談を行っており、それぞれの対策、役割があると思うが、専門職という立場で連携したい。

【合同会議】

○スクールカウンセラーや、スクールソーシャルワーカーが、新しく市の独自の事業として配置されることは、前向きに進んでいると思う。一方で懸念もある。福祉施設の現場でも様々な職種の方がいる。学校でも様々な職種の方がいるため、その職種間の連携が非常に大きい。

【合同会議】

○市の精神保健福祉士や保健師、ケースワーカーなどさまざまな職種はいるが、学校現場の先生たちとの連携が難しいということがあった。児童虐待の問題などで、こども青少年部とはやり取りができるようになったとは思いますが、スクールソーシャルワーカーが地域で支える人、民生委員のように、先生と子ども、またその周りの職種の人達を繋げることができ、連携のネットワークを作り上げていくことができればより良いと思う。

【合同会議】

○学校の中にそれぞれの専門職が入ってきたとき、いかに連携を取り、チーム力を上げていくかである。それぞれの役割分担を明確にするのではなく、いかにそのグレーゾーンの重なっている部分を充実させていくかが重要である。

【合同会議】

#### 4 家庭や地域との連携

いじめは学校による指導だけでは解決しない社会問題である。社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校と家庭・地域が密接に連携する必要がある。PTAや学校応援団の取組を活用して、学校内外で児童生徒が地域の人たちと接することにより、大勢の大人たちが見守っていることに気づかせることが必要である。

#### 5 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合には、関係機関（警察、少年サポートセンター、南児童相談所、医療機関等）と適切に連携を行う。そのために、平素から関係機関と情報を共有できる体制を構築する必要がある。

#### 5 家庭や地域との連携

いじめは学校による指導だけでは解決しない社会問題である。社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校と家庭・地域が密接に連携する必要がある。PTAや学校応援団、**民生委員や児童委員**の取組を活用して、学校内外で児童生徒が地域の人たちと接することにより、大勢の大人たちが見守っていることに気づかせることが必要である。

#### 6 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、**加害**児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合には、関係機関（警察、少年サポートセンター、南児童相談所、医療機関等）と適切に連携を行う。そのために、平素から関係機関と情報を共有できる体制を構築するとともに、**役割分担を明確にするのではなく、重なり合う部分への対応を充実する必要があることから、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、精神保健福祉士や保健師、ケースワーカー等、実務に通じた専門職間のネットワークの連携を強化することが重要である。**

第3 いじめ防止等のための対策の内容

合同会議における議論等	戸田市いじめ防止基本方針	
	改定前	改訂後の案
<p>○当該学校に在籍する児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができるようにするため、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置、弁護士等の専門家の派遣、人権擁護機関等の関係機関との連携等の体制整備を図る。</p> <p style="text-align: right;">【国の基本方針】</p>	<p>2 教育委員会が実施する施策</p> <p>(4) 専門的な相談員等の配置</p> <p>教育センターに教育相談指導員、教育心理相談員及び発達小児医師を配置し、専門的な相談体制を充実させる。</p> <p>各中学校にさわやか相談員1名とボランティア相談員2名を配置し、児童生徒・保護者及び教職員が相談しやすい雰囲気「さわやか相談室」を設置し、校区内での相談体制を充実させる。</p> <p>また、<u>全中学校区</u>にスクールカウンセラーを配置し、より専門的な相談体制を充実させる。</p>	<p>2 教育委員会が実施する施策</p> <p>(4) 専門的な相談員等の配置</p> <p>教育センターに教育相談指導員、教育心理相談員及び発達小児医師を配置し、専門的な相談体制を充実させる。</p> <p>各中学校にさわやか相談員1名とボランティア相談員2名を配置し、児童生徒・保護者及び教職員が相談しやすい雰囲気「さわやか相談室」を設置し、校区内での相談体制を充実させる。</p> <p>また、<u>全小・中学校</u>にスクールカウンセラーを配置し、より専門的な相談体制を充実させる。</p> <p>また、定期的にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどからなる専門家チームを学校に派遣し、学校訪問や会議への出席を行うとともに、いじめ事案発生時には、状況に応じて専門的な見地から関わる。</p>
<p>○基本は、学校の先生の一人一人が生徒に寄り添い、生徒の悩みを聴き取るという、カウンセリングマインドを大切にすることで対応すれば問題は大きくならず解決も早い。</p> <p style="text-align: right;">【合同会議】</p>	<p>(5) 教職員の研修</p> <p>いじめ防止に係る教職員の資質向上を図る。子どもへの暴力防止プログラム(CAPプログラム)研修会を実施する。 (各校1名参加の悉皆研修)</p>	<p>(5) 教職員の研修等</p> <p>いじめ防止に係る教職員の資質向上を図る。子どもへの暴力防止や自殺予防等の研修会を実施する。</p> <p>また、<u>スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等が、学校の巡回相談を行うとともに、教職員のカウンセリングマインドの育成等について専門的な見地から関わる。</u></p> <p>さらに、<u>さわやか相談員と連携して、グループエンカウンターやロールプレイを取り入れた体験的なプログラムを実施し、児童生徒がいじめに対する対処の仕方を学ぶ授業を行う。</u></p>
<p>○インターネット上のいじめが、重大な人権侵害に当たり、被害者に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる。</p> <p style="text-align: right;">【国の基本方針】</p>	<p>(6) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策</p> <p><u>ネットパトロールを実施し、必要な情報を学校に報告して、早期対応につなげる。</u></p> <p><u>インターネットトラブル・ネットいじめ対応研修会を実施するとともに、各学校に、児童生徒及び保護者を対象とした情報モラル講習会の開催を依頼し、インターネットを介したいじめ防止の意識の高揚を図るとともに、効果的に対処できるよう啓発する。</u></p>	<p>(6) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策</p> <p><u>学校における情報モラル教育の取組の推進を図るとともに、リーフレットを活用してSNSの利用に関する危険性の注意喚起を行い、児童生徒や家庭への啓発を実施する。</u></p>

○教育委員会に対して、出席停止措置の手順、出席停止中の加害者に対する支援を含む留意事項等を示し、必要な場合に出席停止措置を適切にとることができるよう支援を行う。

【国の基本方針】

○地方いじめ防止基本方針は、当該地方公共団体の実情に応じいじめの防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止や早期発見、いじめへの対処が、当該地域において体系的かつ計画的に行われるよう、講じるべき対策の内容を具体的に記載されることが想定される。例えば、いじめの防止等に係る日常的な取組の検証・見直しを図る仕組みを定めたり、当該地域におけるいじめの防止に資する啓発活動や教育的取組を具体的に定めたりするなど、より実効的な地方いじめ防止基本方針とするため、地域の実情に応じた工夫がなされることが望ましい。

【国の基本方針】

○教育委員会が、学校基本方針のPDCAサイクルが機能しているかについて点検を行う。

【国の基本方針】

○教育委員会は、事故報告や調査等をもとに、学校いじめ防止基本方針に基づいた対応がなされているかを随時確認し、必要に応じて指導する。

【合同会議】

○学校基本方針の意義を再認識させながら、全教職員に方針に基づく対応を改めて確認させる。

【国の基本方針】

○年度の初めやいじめ撲滅強調月間などの複数の機会に、学校基本方針の意義を確認する。

【合同会議】

### 3 学校が実施する施策

#### (1) 学校いじめ防止基本方針の策定

各学校は、国又は埼玉県及び戸田市で策定した「基本方針」を参考にして、学校としていじめ防止等の取組をどのように行うかについての基本的な方向や取組の内容を「学校いじめ防止基本方針」(以下「学校基本方針」という)として定める。

#### (8) 出席停止・就学校の指定変更・区域外就学

加害児童生徒の保護者に対して、学校教育法第35条第1項の規定に基づき当該児童生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる。また、出席停止の措置を行った場合には、出席停止の期間における学習への支援など教育上必要な措置を講じ、当該児童生徒の立ち直りを支援する。

さらに、被害児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討する。

#### (9) 戸田市いじめ防止基本方針の見直し

より実効性の高い取組を実施するため、市基本方針が地域の実情に即して適切に機能しているかを点検し、必要に応じて見直す。

#### (10) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・評価

いじめの実態把握の取組状況、学校における定期的なアンケート調査、事故報告、個人面談の取組状況等を点検・評価し、学校いじめ防止基本方針(以下「学校基本方針」という)に基づいた対応がなされているかを随時確認し、必要に応じて指導する。

### 3 学校が実施する施策

#### (1) 学校いじめ基本方針

学校基本方針は、いじめの防止のための取組、早期発見・いじめ事案への対処の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修等いじめ防止の全体に係る内容であることが必要である。また、国や県、市の基本方針やその動向を踏まえつつ、各学校の実情に応じて適時・適切に見直す必要がある。

○いじめの発生状況、学校基本方針に基づく取組状況等を、学校評価の評価項目に位置づけるよう促す。学校基本方針において、いじめ対策の達成目標を設定し、年間を通してどのように取組を実施するかを取組計画として定め、学校評価においては目標の達成状況を評価する。 【国の基本方針】

○学校基本方針の策定・見直しの過程に児童生徒、保護者、関係機関等を確実に関わらせる仕組みを構築する。 【国の基本方針】

○学校基本方針を各学校のホームページへの掲載その他の方法により公開するとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。 【国の基本方針】

○学校のいじめ対策組織

○いじめ対策組織は、いじめの未然防止・早期発見・事案の対処を実効的に行うための組織であり、かつ、基本方針の見直し、校内研修等を企画する組織であることを改めて周知する。 【国の基本方針】

○学校のいじめ対策の企画立案等を学級担任を含めたすべての教職員が経験することができるようにするなど、未然防止・早期発見・事案対処の実効化のため、組織の構成を工夫・改善するよう促す。 【国の基本方針】

○生徒指導委員会や教育相談部会等、既存の組織を活用して実効的に機能する組織とする。また、適切に外部専門家との助言を得つつも機動的に運用できるよう、構成員全体の会議と日常的な関係者会議に分けるなどして、学校の実情に応じて運営方法を工夫する。 【合同会議】

「学校基本方針」は、いじめの防止のための取組、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修等いじめ防止の全体に係る内容であることが必要である

(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置  
学校におけるいじめ防止、早期発見及び早期対応等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うための中核となる常設の組織を置くことが規定された。この規定により、各学校は、「学校いじめ問題等対策委員会」（以下「学校対策委員会」という）を設置する。

学校対策委員会の構成員は、校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導主任、各学年主任、教育相談部代表、養護教諭、さわやか相談員、学校評議員代表、PTA会長、臨床心理士等の中から学校の実情により校長が定める。さらに、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員経験者、警察官経験者など外部専門家等の参加により、より実効的ないじめ問題への対応が図られるよう工夫する。

当該組織の具体的な役割は以下の通りである。

- 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等、PDCAサイクルの機能を推進させる役割
- いじめの相談・通報の窓口としての役割
- いじめの疑いに関する情報や問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割

○ 各年度の初めやいじめ撲滅強調月間などの複数の機会に、学校基本方針の意義を確認させながら、全教職員に方針に基づく対応を確認させる。

○ 学校基本方針においては、いじめの防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、年間を通してどのように取組を実施するかを取組計画として具体的に定め、学校評価においては目標の達成状況を評価する。

○ 学校基本方針の策定・見直しの過程に児童生徒、保護者、関係機関等が関わることを整える。

○ 学校基本方針は各学校のホームページへの掲載その他の方法により公開するとともに、その内容を、入学時・各年度の初め等の複数の機会に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

学校におけるいじめ防止、早期発見及び事案対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うための中核となる常設の組織を置くことが規定された。この規定に基づき、各学校は、「学校いじめ問題等対策委員会」（以下「学校対策委員会」という。）を設置する。

学校対策委員会の構成員は、校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導主任、各学年主任、教育相談部代表、養護教諭、さわやか相談員、学校評議員代表、PTA会長、臨床心理士等、学校の実情を踏まえて校長が定める。これに加え、個々のいじめの未然防止・早期発見・事案対処に当たって関係の深い教職員を追加するなど、柔軟な組織とすることが有効である。また、教育委員会に配置しているスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等が定期的に学校訪問や会議への出席を行うとともに、いじめ事案発生時には、状況に応じて専門的な見地から関わることとする。さらに、必要に応じて、弁護士、医師、警察官経験者など外部専門家等の参加により、より実効的ないじめ問題への対応が図られるよう工夫する。

また、学校対策委員会を実効的に機能させるに当たっては、適切に外部専門家の助言を得つつも機動的に運用できるよう、構成員全体の会議と日常的な関係者の会議に役割分担してお

○児童生徒及び保護者に対して、学校のいじめ対策組織の存在及び活動が容易に認識される取組を実施する。

【国の基本方針】

○教職員は、いじめの情報を学校の対策組織に報告・共有する義務があること、学校がその方法についてルールを策定しておく必要があること等について、改めて周知徹底する。

【国の基本方針】

○いじめの情報共有は責任追及のために行うものではなく、気づきを共有して早期対応につなげるのが目的である。

【国の基本方針】

○管理職として、リーダーシップをとって情報共有を行いやすい環境作りに取り組む必要がある。

【合同会議】

○学校として、いじめの情報共有の体制、方法及びそれらに基づく早期発見・事案対処について、基本方針で定めて周知しておくこと等、情報共有の在り方について改めて示す。

【国の基本方針】

○いじめは許さないものとし、調査をして、小さな事もきちんと拾い、対応していくことが大切である。学校だけで抱え込

くなど、学校の実情に応じて工夫する必要がある。さらに、児童生徒及びその保護者が、学校対策委員会の存在やその取組について認識できるよう、様々な機会を通じて周知する必要がある。

なお、法第28条第1項に規定する重大事態について、学校が調査を行う場合は、学校対策委員会を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対応することも有効である。

学校対策委員会の具体的な役割は以下の通りである。

- いじめの未然防止・早期発見の取組を実効的に行う。
- いじめの疑いに関する情報や問題行動等に係る情報の収集と記録、共有、認知の判断、事案対処を行う。
- 学校基本方針の点検・見直しを行う。
- いじめ防止に係る校内研修等の企画を行う。
- 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等、PDCAサイクルの機能を推進させる。
- いじめの相談・通報の窓口としての役割を担う。

### (3) いじめ事案における学校内の情報共有 (いじめに対する措置)

第23条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

#### 【いじめ防止対策推進法】

各学校における情報共有のための具体的な体制や方法については、以下に示す内容に留意しながら、学校の実情に合わせて行う。

- 学校として、いじめの情報共有の体制、方法及びそれらに基づく早期発見・事案対処について、基本方針で定め、教職員に周知する。

<p>まず、現場任せにせず、さまざまな連携を使いながら対応しなければならない。【合同会議】</p> <p>○各教職員がいじめの対応に係る記録を残し、学校の対策組織に共有する。学校は報告すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）を明確化しておく。【国の基本方針】</p> <p>○道徳教育を始めとする教育活動全体を通して、いじめが重大な人権侵害に当たり、決して許されないことを児童生徒に理解させる。その際に、具体的な事例をもとに児童生徒にいじめの問題を考えさせるなど、実践的な取組を行う。【国の基本方針】</p> <p>○児童生徒が主体的に参画し、いじめの防止に向けた方策を議論し、実行する取組を推進する。【国の基本方針】</p> <p>○望ましい人間関係の形成に高い教育効果が期待される学校行事を充実する。【合同会議】</p> <p>○スマホの所持率が上がったことにより、ネットトラブルが増えているが、学校側ができるのは注意喚起や情報モラル教育が限界であり、それらを繰り返し、生徒に意識がついていくように、時間をかけて子どもたちを育てていくしかない。【合同会議】</p> <p>○人権教育について、人権尊重の意識を高める教育の推進のため、各地域の人権擁護機関等との連携を推進する。【国の基本方針】</p> <p>○性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。【国の基本方針】</p>	<p>(3) 学校におけるいじめ防止等に関する取組 各学校における具体的な取組については、以下に示す内容を参考に学校の実情に合わせて計画し実行していく。</p> <p>①いじめの防止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学ぶ喜びを味わえる授業の充実と学力の向上</li> <li>・思いやりの心を育む教育</li> <li>・児童生徒等の特性に応じた適切な指導</li> <li>・豊かな体験活動を通じた温かい集団づくり</li> <li>・規範意識を高める児童生徒の自発的な取組</li> <li>・インターネット等を介したいじめの防止</li> </ul> <p>②いじめの早期発見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒理解、信頼関係づくり</li> <li>・教職員の研修</li> <li>・何でも話せる相談窓口、相談機能の充実</li> <li>・外部相談機関との連携</li> </ul> <p>③いじめへの対処</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実態把握</li> <li>・当該児童生徒、保護者への指導</li> <li>・周囲の児童生徒への指導</li> </ul> <p>④家庭や地域との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・PTA家庭教育学級</li> <li>・各中学校区の地域の会</li> <li>・各地区との懇談会</li> </ul> <p>⑤関係機関との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・蕨警察署</li> <li>・南児童相談所</li> <li>・戸田市人権教育推進協議会</li> </ul>	<p>○ 教職員は、いじめの情報を学校対策委員会に報告・共有する義務があることを教職員に周知・徹底する。</p> <p>○ 市生徒指導委員会及び市教育委員会が検討、作成した記録様式を基に各教職員がいじめの対応に係る記録（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）を残し、学校対策委員会に共有する。</p> <p>(4) 学校におけるいじめ防止等に関する取組 各学校における具体的な取組については、以下に示す内容を参考に学校の実情に合わせて計画し実行していく。</p> <p>① いじめの未然防止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・考え、議論する道徳教育を中心とした教育活動全体を通して、いじめが重大な人権侵害に当たり、決して許されないことを児童生徒に理解させる指導の充実</li> <li>・児童生徒が主体的に参画するいじめの防止に向けた方策の議論や、実行する取組の推進</li> <li>・学ぶ喜びを味わえる授業の充実と学力の向上</li> <li>・思いやりの心を育む教育</li> <li>・児童生徒等の特性に応じた適切な指導</li> <li>・望ましい人間関係の形成を目指した豊かな体験活動の推進（宿泊体験活動、異学年交流等）</li> <li>・規範意識を高める児童生徒の自発的な取組</li> <li>・学校生活アンケートを実施し、その結果から、管理職のリーダーシップの下、教育相談や個人面談を実施</li> <li>・インターネット等を介したいじめ防止に関する、情報モラル教育の充実・徹底</li> <li>・人権尊重の意識を高める人権教育や相談施設の周知等</li> <li>・個々の児童生徒の障害の特性への教職員の理解促進</li> <li>・教職員、児童生徒、保護者等の外国人児童生徒等に対する理解の促進</li> <li>・性同一性障害や性的指向・性自認についての、教職員への正しい理解</li> <li>・被災児童生徒に対する心のケア</li> </ul> <p>② いじめの早期発見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒理解、信頼関係づくり</li> <li>・いじめに関するアンケートの実施</li> </ul>
--	---	---

○学校基本方針においてアンケート調査の実施や結果を踏まえた組織的な検証及び対処方法について定め、迅速な対応を徹底する。  
【国の基本方針】

○学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害者を守り通し、その安全・安心を確保する責任を有することを改めて示す。いじめの「解消」の定義を明確化し、学校は、いじめが解消に至るまで被害者への支援を継続すること等を徹底する。  
【国の基本方針】

○いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒に学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。  
【国の基本方針】

- ・教育相談の実施
- ・教職員の研修
- ・何でも話せる相談窓口、相談機能の充実
- ・外部相談機関との連携

③ いじめ事案への対処

- ・実態把握
- ・被害児童生徒への支援
- ・加害児童生徒への指導
- ・保護者との連携
- ・周囲の児童生徒への指導
- ・教育委員会との連携
- ・いじめ解消までの組織的な対応

(5) 児童生徒、家庭、地域、関係機関への周知

- 学校基本方針や学校対策委員会等について、児童生徒に周知し、加害行為への抑止や被害児童生徒への安心感を与える。
- 学校におけるいじめ防止等の取組や事案対処について、連携を深め、理解、協力を得るために、法や学校基本方針、学校対策委員会、いじめの定義やその具体例等について家庭や地域、関係機関等に周知する。

第4 重大事態への対処

合同会議における議論等	戸田市いじめ防止基本方針	
	改定前	改訂後の案
<p>○具体的な事例等を示しながら、学校に対して重大事態の定義を周知徹底する。 【国の基本方針】</p>	<p>1 重大事態とは 法第28条第1項において、<u>次に掲げる場合をいじめの重大事態としている。</u></p> <p>1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき</p> <p>2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき</p> <p>「いじめにより」とは各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。</p> <p>また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、次のようなケースが想定される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童生徒が自殺を企図した場合</li> <li>○ 身体に重大な傷害を負った場合</li> <li>○ 金品等に重大な損害を被った場合</li> <li>○ 精神性の疾患を発症した場合 等</li> </ul> <p><u>第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、日数だけではなく、児童生徒の状況等、個々のケースを十分把握して判断する必要がある。</u></p> <p>また、児童生徒や保護者から、いじめにより重大事態に至ったという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものととして報告・調査等にあたる。</p>	<p>1 重大事態とは 法第28条第1項において、<b>次のとおり重大事態について定めている。</b></p> <p><b>第五章 重大事態への対処</b> <b>(学校の設置者又はその設置する学校による対処)</b></p> <p><b>第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。</b></p> <p>一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。</p> <p>二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。</p> <p><b>2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。</b></p> <p><b>3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。</b></p> <p style="text-align: right;"><b>【いじめ防止対策推進法】</b></p> <p>「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。</p> <p>また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、次のようなケースが想定される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童生徒が自殺を企図した場合</li> <li>○ 身体に重大な傷害を負った場合</li> </ul>

○児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものと報告・調査等に当たることを徹底させるため、改めて留意点として明確に示す。 【国の基本方針】

## 2 重大事態の発生と調査

### (4) 調査の実施に当たって

調査に当たっては、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係はどうであったか、学校・教職員がどのように対応したかという事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。その際、教育委員会及び学校は調査組織に積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組むものとする。

## 4 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

### (1) 再調査

上記3(2)の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため、必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査(以下「再調査」という)を行う。再調査についても、教育委員会等による調査同様、再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

- 金品等に重大な損害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 等

第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、市教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、児童生徒や保護者から、いじめにより重大事態に至ったという申立てがあったときは、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意し、重大事態が発生したものと報告・調査等に当たる。

## 2 重大事態の発生と調査

### (4) 調査の実施に当たって

調査に当たっては、国が策定した「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を参照しつつ、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係はどうであったか、学校・教職員がどのように対応したかという事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。その際、市教育委員会及び学校は調査組織に積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組むものとする。

## 4 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

### (1) 再調査

上記3(2)の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため、必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査(以下「再調査」という)を行う。再調査についても、市教育委員会等による調査同様、再調査の主体は、被害児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

○重大事態の調査結果に対する再調査について、どのような場合に再調査が行われるべきかを明確にするべきである。

【国のいじめ防止対策推進法の施行状況に関する議論】

○例えば、以下に掲げる場合は、学校の設置者又は学校による重大事態の調査が不十分であるため、地方公共団体の長等は再調査の実施について検討すること。

- ① 調査等により、調査時には知り得なかった新しい重要な事実が判明した場合又は新しい重要な事実が判明したものの十分な調査が尽くされていない場合
- ② 事前に被害児童生徒・保護者と確認した調査事項について、十分な調査が尽くされていない場合
- ③ 学校の設置者及び学校の対応について十分な調査が尽くされていない場合
- ④ 調査委員の人选の公平性・中立性について疑義がある場合

※ただし、上記①～④の場合に、学校の設置者又は学校による重大事態の調査（当初の調査）の主体において、追加調査や構成員を変更した上での調査を行うことも考えられる。

【国のいじめの重大事態の調査に関するガイドライン】

なお、地方公共団体の長による再調査は、以下等のような場合に行う必要がある。

- ① 調査等により、調査時には知り得なかった新しい重要な事実が判明した場合又は新しい重要な事実が判明したものの十分な調査が尽くされていない場合
- ② 事前に被害児童生徒及びその保護者と確認した調査事項について、十分な調査が尽くされていない場合
- ③ 市教育委員会及び学校の対応について十分な調査が尽くされていない場合
- ④ 調査委員の人选の公平性・中立性について疑義がある場合

※ただし、上記①～④の場合に、市教育委員会又は学校による重大事態の調査（当初の調査）の主体において、追加調査や構成員を変更した上での調査を行うことも考えられる。